

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>高知県公立高等学校修学支援事業（学び直しへの支援） 実施要領（抜粋）</p>	<p>高知県公立高等学校修学支援事業（学び直しへの支援） 実施要領（抜粋）</p>
<p><u>第1章 趣旨</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要領は、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に基づき、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う修学支援事業（<u>以下「学び直し支援金」という。</u>）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 学び直し支援金（通常）</u></p> <p>（目的）</p> <p>第2条 高等学校等を中途退学した後再び高知県公立高等学校で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科（以下「高等学校等（定</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要領は、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に基づき、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う修学支援事業について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 高等学校等を中途退学した後再び高知県公立高等学校で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科（以下「高等学校等（定</p>

通)」という。)は48月)の経過後も、卒業までの間、継続して学び直し支援金を支給することにより、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給の対象)

第3条 支給の対象となる者は、県内の公立高等学校に在学する者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者(以下「受給権者」という。)とする。

(1)～(3) (略)

(4)平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者(就学支援金に係る新制度の対象者(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号。以下「改正法」という。)による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者(同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。)をいう。)であった者に限る。)

(5)～(7) (略)

(8)保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者(法第3条第2項第3号に該当しない者。ただ

通)」という。)は48月)の経過後も、卒業までの間、継続して高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)を支給することにより、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給の対象)

第3条 支給の対象となる者は、県内の公立高等学校に在学する者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者(以下「受給権者」という。)とする。

(1)～(3) (略)

(4)平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者(就学支援金に係る新制度の対象者(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者(同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。)をいう。)であった者に限る。)

(5)～(7) (略)

(8)保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者(法第3条第2項第3号に該当しない者)

し、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「施行令」という。）第1条第3項に該当する者を除く。）

- 2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「施行規則」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については適用しない。

第4条～第13条 （略）

第3章 学び直し支援金（家計急変）

（目的）

第14条 施行令第1条第2項の規定により所得制限に該当し、受給資格認定されなかった生徒のうち、保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、自己の責めに帰することのできない理由による離職等により従前得ていた収入を得ることができない場合に、同条第3項の規定により学び直し支援金の受給資格を有すると認定を受けた者に対し、法に基づく就学支援金の支給期間である36月（高等学校等（定通）は48月）の経過後も、卒業までの間、継続して学び直し支援金を支給することにより、高等

- 2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については適用しない。

第4条～第13条 （略）

（新設）

（新設）

学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給の対象)

第15条 支給の対象となる者は、県内の公立高等学校に在学する者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者（以下「特例受給権者」という。）とする。

(1) 日本国内に住所を有する者

(2) 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者

(3) 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（高等学校等（定通）は48月）を超える者）

(4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金に係る新制度の対象者（改正法による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）であった者に限る。）

(5) 法第2条に規定する高等学校等を退学したことがある者

(6) 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して12月未満（高等学校等（定通）は24月未満）である者

(新設)

(7) 学び直し支援金を受給しようとする者が、単位制高等学校等に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74単位を超えていない者

(8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（施行令第1条第3項に該当する者）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、施行規則第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については適用しない。

(受給資格の認定等)

第16条 学び直し支援金の支給を受けようとする生徒は、様式1の2による受給資格認定申請書（以下この条において「申請書」という。）に家計急変事由を証明する書類（以下「事由証明書類」という。）を添えて、学校長等に提出しなければならない。

2 学校長等は、申請書の提出があったときは、当該申請書等に基づき家計急変事由に該当しているか確認した上で、様式2による認定申請者一覧を作成し、申請書とともに教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があった

(新設)

ときは、家計急変事由について審査（以下「1次審査」という。）を行い、認定又は不認定を決定した上で、様式3又は3の2により学校長等に通知するものとする。

4 前項の1次審査において、認定となった生徒は、保護者等の課税証明書等及び家計急変事由発生後の収入証明書類を学校長等に提出しなければならない。

5 学校長等は、収入証明書類等の提出があったときは、当該証明書類等に基づき収入要件を満たしているかを確認した上で、当該証明書類等を教育委員会に提出しなければならない。

6 教育委員会は、前項の規定による収入証明書類等の提出があったときは、生徒の学び直し支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上で、様式3により学校長等に通知するものとする。

7 学校長等は、第3項の規定による不認定の通知を受けたとき又は前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式4又は5により生徒に通知しなければならない。

(収入回復届出)

第17条 特例受給権者は、保護者等の再就職等により、収入要件を満たさなくなったときは、様式36による収入回復届出書及び様式1による収入状況届出書（以下「届出書」という。）に収入が回復したことを証明する書類を添えて、

(新設)

学校長等に提出しなければならない。

2 学校長等は、届出書の提出があったときは、当該届出書に基づき様式11による収入状況届出者一覧を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による収入状況届出者一覧の提出を受けたときは、審査の上その結果を様式7により学校長等に通知するものとする。

4 学校長等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式9により生徒に通知しなければならない。

(収入状況の届出等)

第18条 特例受給権者は、毎年度7月及び1月において所定の期日までに様式1の2による収入状況届出書に保護者等の課税証明書等及び7月又は1月の直近6か月分の収入証明書類（以下この条において「所得判定に係る書類」という。）を添えて学校長等に提出しなければならない。ただし、当該所得判定に係る書類を第16条第4項の規定により既に提出している場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特例受給権者は、保護者等について変更等の事由が生じたときは、速やかに収入状況届出書及び変更後の保護者等の所得判定に係る書類を学校長等に提出しなければならない。ただし、既に変更後の保護者等の所得判定に係る書類を提出している場合は、当該書

(新設)

類を添付することを要しない。

3 学校長等は、特例受給権者から収入状況届出書等が提出されたときは、当該収入状況届出書等に基づき支給要件を確認した上で、様式11による収入状況届出者一覧を作成し、収入状況届出書等とともに教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による収入状況届出書の提出があったときは、審査の上、その結果を様式12により当該学校長等に通知するものとする。

5 教育委員会は、特例受給権者が第1項に規定する収入状況届出書を提出しないときは、学び直し支援金の支給を差止めることができる。

6 教育委員会は、前項の規定による支給の差止めを決定した場合は、様式13により学校長等に通知するものとする。

7 学校長等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに様式14により生徒に通知しなければならない。

(課税証明書等の省略)

第19条 第16条第4項に規定する申請並びに第18条第1項及び第2項に規定する届出を行う場合の課税証明書等の添付は、就学支援金の受給手続きに伴い、既に直近の課税証明書等を提出している場合は、省略することができる。

(新設)

(その他)

第20条 支給の期間及び額、学び直し支援金の代理受領、受給

資格の消滅、授業料額の変更、支給停止等、支給の再開及び支給実績の証明については、第4条から第5条、第7条から第8条及び第11条から第13条までの規定を準用する。
この場合において、「受給権者」とあるのは「特例受給権者」と読み替えるものとする。

第4章 市立高等学校の学び直し支援金

(学び直し支援金の交付申請)

第21条 市町村は、学び直し支援金の交付を申請しようとするときは、様式25による交付申請書に関係書類を添えて、教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(学び直し支援金の交付決定)

第22条 教育委員会は、前条の規定による学び直し支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、交付すべき学び直し支援金を決定し、様式26による交付決定通知書を市町村に通知するものとする。
2 市町村は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を受給権者に通知しなければならない。

(新設)

(学び直し支援金の交付申請)

第14条 市町村は、学び直し支援金の交付を申請しようとするときは、様式25による交付申請書に関係書類を添えて、教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(学び直し支援金の交付決定)

第15条 教育委員会は、前条の規定による学び直し支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、交付すべき学び直し支援金を決定し、様式26による交付決定通知書を市町村に通知するものとする。
2 市町村は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を受給権者に通知しなければならない。

(学び直し支援金の変更の交付申請)

第23条 市町村は、学び直し支援金の変更の交付の申請をしようとするときは、様式27による変更交付申請書に係る書類を添えて、教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(学び直し支援金の変更の交付決定)

第24条 教育委員会は、前条の規定による学び直し支援金の変更の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、学び直し支援金の変更交付の決定をし、様式28による変更交付決定通知書を市町村に通知するものとする。

2 市町村は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を受給権者に通知しなければならない。

(学び直し支援金の支払手続)

第25条 市町村は、学び直し支援金の支払を受けようとするときは、様式29による支払請求書を教育委員会に提出しなければならない。

(支払の調整)

第26条 教育委員会は、市町村に対して学び直し支援金を過払いした場合は、当該過払額について、年度内に限りその後には支払うべき学び直し支援金の内払とみなすことができ

(学び直し支援金の変更の交付申請)

第16条 市町村は、学び直し支援金の変更の交付の申請をしようとするときは、様式27による変更交付申請書に係る書類を添えて、教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(学び直し支援金の変更の交付決定)

第17条 教育委員会は、前条の規定による学び直し支援金の変更の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、学び直し支援金の変更交付の決定をし、様式28による変更交付決定通知書を市町村に通知するものとする。

2 市町村は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を受給権者に通知しなければならない。

(学び直し支援金の支払手続)

第18条 市町村は、学び直し支援金の支払を受けようとするときは、様式29による支払請求書を教育委員会に提出しなければならない。

(支払の調整)

第19条 教育委員会は、市町村に対して学び直し支援金を過払いした場合は、当該過払額について、年度内に限りその後には支払うべき学び直し支援金の内払とみなすことができ

る。

(実績報告)

第27条 市町村は、交付の決定を受けた学び直し支援金について、様式30による実績報告書を当該年度の教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第28条 教育委員会は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、報告に係る事業の成果が学び直し支援金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであることを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、様式31による確定通知書により当該市町村に通知するものとする。

2 市町村に交付すべき学び直し支援金の額が確定した場合において、既に当該確定した額を超える額が交付されているときは、当該市町村は、当該超える額に相当する学び直し支援金を返還しなければならない。

る。

(実績報告)

第20条 市町村は、交付の決定を受けた学び直し支援金について、様式30による実績報告書を当該年度の教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第21条 教育委員会は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、報告に係る事業の成果が学び直し支援金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであることを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、様式31による確定通知書により当該市町村に通知するものとする。

2 市町村に交付すべき学び直し支援金の額が確定した場合において、既に当該確定した額を超える額が交付されているときは、当該市町村は、当該超える額に相当する学び直し支援金を返還しなければならない。

第5章 その他

(支給決定の通知)

第29条 教育委員会は、受給資格の認定を行った場合（変更の場合を含む。）は、様式32から35までにより県立高等学校長を通じて受給権者に通知するものとする。

(状況報告)

第30条 教育委員会は、学び直し支援金の交付に関し必要があると認めるときは、市町村に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(その他)

第31条 この要領に定めのない事項については、高知県公立高等学校等就学支援金事務処理要領に準じて取り扱う。

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

(支給決定の通知)

第22条 教育委員会は、受給資格の認定を行った場合（変更の場合を含む。）は、様式32から35までにより県立高等学校長を通じて受給権者に通知するものとする。

(状況報告)

第23条 教育委員会は、学び直し支援金の交付に関し必要があると認めるときは、市町村に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(その他)

第24条 この要領に定めのない事項については、高知県公立高等学校等就学支援金事務処理要領に準じて取り扱う。

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

(新設)

1 この要領は、令和5年6月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式1（表面） 略

様式1（表面） 略

【3. 保護者等の収入の状況について】

(1) 学び直し支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	--

(2) 月1日時点 (□欄は申請・届出を行う月を記入。) における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
		<input type="checkbox"/> ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合 (配偶者控除をうける親権者の市町村民税所得割額が30万円を超える場合を除く。)
		<input type="checkbox"/> イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割が課されていない場合
		<input type="checkbox"/> ウ ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、⑧親権がない場合は⑤-ウ ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="text"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分(アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。)
		<input type="checkbox"/> ア 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		<input type="checkbox"/> イ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
		<input type="checkbox"/> ウ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

記入上の
注意
3のホ
参照

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑦	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑧	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦又は⑧の□にレ印を付けた場合は不要です。)

なお、(1)の課税証明書等の内容が、この事業又は高等学校等就学支援金制度において既に提出済みの課税証明書等の内容と変更がない場合は、添付を省略することができます。

省略する場合は、下表の添付省略欄の□にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付省略	氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となる場合がありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・保護者等に変更があった場合 (離婚・死別、養子縁組 等)
- ・収入の状況に変更があった場合 (収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額 (課税標準額) 又は市町村民税の調整控除額の変更 等)

【4. 確認事項】

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	学び直し支援金を授業料に充てるとともに、学び直し支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
<input type="checkbox"/>	この制度において収集する個人情報について、高等学校等就学支援金制度、高知県が実施する高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入してください。)

【3. 保護者等の収入の状況について】

(1) 学び直し支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	--

(2) 月1日時点 (□欄は申請・届出を行う月を記入。) における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
		<input type="checkbox"/> ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合 (配偶者控除をうける親権者の市町村民税所得割額が30万円を超える場合を除く。)
		<input type="checkbox"/> イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割が課されていない場合
		<input type="checkbox"/> ウ ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、⑧親権がない場合は⑤-ウ ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="text"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分(アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。)
		<input type="checkbox"/> ア 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		<input type="checkbox"/> イ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
		<input type="checkbox"/> ウ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

記入上の
注意
3のホ
参照

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑦	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑧	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦又は⑧にレ印を付けた場合は不要です。)

なお、(1)の課税証明書等の内容が、この事業又は高等学校等就学支援金制度において既に提出済みの課税証明書等の内容と変更がない場合は、添付を省略することができます。

省略する場合は、下表の添付省略欄にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付省略	氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となる場合がありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・保護者等に変更があった場合 (離婚・死別、養子縁組 等)
- ・収入の状況に変更があった場合 (収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額 (課税標準額) 又は市町村民税の調整控除額の変更 等)

【4. 確認事項】

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	学び直し支援金を授業料に充てるとともに、学び直し支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
<input type="checkbox"/>	この制度において収集する個人情報について、高等学校等就学支援金制度、高知県が実施する高等学校等修学支援事業 (家計の急変への支援) 及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入してください。)

様式1の2

年 月 日

高知県教育委員会 様

高等学校等学び直し支援金

- 受給資格認定申請書（初回時） 高等学校等学び直し支援金（以下、「学び直し支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。
- 収入状況届出書（2回目以降） 既に受給資格認定を受けているため、学び直し支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。）

◆次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。

- この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、学び直し支援金の支給をさせた場合は、高知県の求めに従いその全額を即時返還することを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	

生徒の生年月日	昭和 平成	年	月	日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村			
保護者等の電話番号	電話番号 () -			
生徒が在学する学校の名称		学年	年次	

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は、記載不要です。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	立	～ 年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	学校名	立	～ 年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
②過去に高等学校等に在学していた期間	学校名	立	～ 年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	学校名	立	～ 年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科

【2. 学び直し支援金（又はこれに類するもの）の受給について】

- ◆過去に学び直し支援金を受給したことがない場合、口にレ印を付けてください。
- 過去の学び直し支援金の受給期間がないため、下記の②に記入はありません。

②過去の学び直し支援金の受給期間	学校名	立	～ 年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等)
	学校名	立	～ 年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等)

(新設)

(新設)

【3. 保護者等の収入の状況について】

(1) 学び直し支援金の支給を受けようとする時期の区分(いずれかの口にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	4月～6月(前年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/>	7月～翌年6月(今年度の課税証明書等を添付)
--------------------------	----------------------	--------------------------	------------------------

(2) 月1日時点(口欄は申請・届出を行う月を記入。)における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑥までのいずれかの口にレ印を付けてください。)

(2)-1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合	
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分(アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑥までのいずれかの口にレ印を付けてください。)	
		ア	親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らか場合(配偶者控除をうける親権者の市町村民税所得割額が30万円を超える場合を除く。)
		イ	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割が課されていない場合
		ウ	・離婚、死別等により親権者が1名の場合、⑥親権がない場合は⑤-ウ ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)	
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合	
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分(アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。)	
		ア	生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らか場合
		イ	主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
	<input type="checkbox"/>	ウ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等	

記入上の注意
3のホ参照

(2)-2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑦	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑧	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦又は⑧の口にレ印を付けた場合は不要です。家計急変事由(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第3項に規定する「特例事由」をいう。)に該当する場合は、口にレ印を付けた上で、4及び5に回答してください。)

なお、(1)の課税証明書等の内容が、この事業又は高等学校等就学支援金制度において既に提出済みの課税証明書等の内容と変更がない場合は、添付を省略することができます。省略する場合は、下表の添付省略欄の口にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>

家計急変事由に該当する。

氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>

家計急変事由に該当する。

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

・保護者等に変更があった場合(離婚・死別、養子縁組等)
・収入の状況に変更があった場合(収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更等)

(新設)

【4. 家計急変事由について】

保護者等の家計急変事由は次のとおりです。（3で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、家計急変事由発生日及び家計急変事由の具体的な内容を記入してください。）

家計急変事由発生日	家計急変事由発生日
年 月 日	年 月 日
家計急変事由の具体的な内容	家計急変事由の具体的な内容

【5. 家計急変後の収入状況について】

保護者等の家計急変後の収入状況は次のとおりです。（3で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、申請手引きを参照し、ア～ウについて高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条第4項に規定する「一年間当たりの収入の額に換算した額」を記入してください。）

ア 給与所得の金額に相当する額	ア 給与所得の金額に相当する額
円	円
イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額	イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額
円	円
ウ その他の所得に相当する額	ウ その他の所得に相当する額
円	円

【6. 確認事項】

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 学び直し支援金を授業料に充てるとともに、学び直し支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
<input type="checkbox"/> 家計急変が生じた保護者等の全ての課税所得を申告しており、未申告の課税所得はありません。
<input type="checkbox"/> この制度において収集する個人情報について、高等学校等就学支援金制度及び高知県が実施する高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入してください。)

(別紙)

高等学校等学び直し支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等学び直し支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において当該学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給が停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学していた期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 学び直し支援金（又はこれに類するもの）の受給について】

- イ 過去に学び直し支援金又はこれに類するものの支給を受けた期間を記入してください。この申請により、支給を受ける予定の期間については、記入する必要はありません。
- ロ 複数の学校で学び直し支援金の支給を受けた場合には、支給を受けた全ての学校について、欄を分けて記入してください。
- ハ これまでに学び直し支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「支給停止期間等」とは、学び直し支援金の支給を受けた期間において、学び直し支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、学び直し支援金の所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間期間も含まれます。

【3. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

(新設)

(新設)

- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 【3. 保護者等の収入の状況について】(2)-1 ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(2) ②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、(2) ⑤から⑦までのいずれかに該当するものを選択してください。
- ニ 【3. 保護者等の収入の状況について】(2)-1 ①、③又は④に該当するときは、保護者全員の課税証明書等を添付してください。
- ホ 【3. 保護者等の収入の状況について】(2)-1 ⑤イ、ウ又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- 【4. 家計急変事由について】の欄は、次によって記入してください。
- イ 家計急変事由に該当するときは、家計急変事由を証明する書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。
- 【5. 家計急変後の収入状況について】の欄は、次によって記入してください。
- イ 家計急変事由に該当するときは、次の書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。
○家計急変後の収入を証明する書類（年収見込額計算資料を含む）
- 留意事項**
- イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第3条第2項に基づく申請の場合、家計急変事由が生じた者は随時申請することとなりますが、4月に入学した新入生のうち、入学前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、転校前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、学び直し支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ハ 以下の者は、学び直し支援金の受給資格はありません。
① 過去に国公立を問わずに高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある者
② 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（高等学校等（定通）は48月）以内の者）
③ 平成26年3月31日以前に高等学校等に入学し、引き続き在学している者
④ 高等学校等を退学したことのない者
⑤ 学び直し支援金の支給を通算して12月（高等学校等（定通）は24月）受けた者
⑥ 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（以下「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数を合算した単位数が74単位を超える者
⑦ 保護者等の収入の状況により、経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者
- ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ホ 偽りその他不正の手段により学び直し支援金の支給をさせた場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- ヘ 申請をした後は、原則毎年2回、高知県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、学び直し支援金の返納等が発生する可能性があります。
- ト 正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、学び直し支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式3の2 (県立)

文 書 番 号
年 月 日

〇〇県立

〇〇〇〇高等学校長 様

〇〇県教育委員会

高等学校等学び直し支援金（家計急変支援制度）の一次審査の認定について

貴高等学校に在学する生徒に係る高等学校等学び直し支援金（家計急変支援制度）の一次審査について、別添のとおり認定しましたので通知します。

については、二次審査に移行しますので、二次審査に必要な書類の提出について、在学する生徒に通知していただくよう、お願いいたします。

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当
電話 〇〇(〇〇〇〇) 〇〇〇〇

(新設)

様式3の2（市町村立）

（新設）

文 書 番 号
年 月 日

学校設置者 様

〇〇県教育委員会

高等学校等学び直し支援金（家計急変支援制度）の一次審査の認定について

貴高等学校に在学する生徒に係る高等学校等学び直し支援金（家計急変支援制度）の一次審査について、別添のとおり認定しましたので通知します。

ついては、二次審査に移行しますので、二次審査に必要な書類の提出について、在学する生徒に通知していただくよう、お願いいたします。

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

様式3 (別添3)

家計急変支援制度 (一次審査) 認定生徒一覧

国公私	学校種・課程等	支給開始年月
学校名		

通し番号	生徒氏名	生年月日	備考
計	名		

(新設)

様式5 (県立)

文 書 番 号
年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 様

〇〇県立〇〇高等学校
学校長 〇〇 〇〇

高等学校等学び直し支援金の受給資格認定について

高等学校等学び直し支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

貴殿からの申請については、下記の理由により却下されました。

(理由)

所得要件等を満たさないため。
※課税情報の更新等により、所得要件等を満たすこととなる場合には、学び直し支援金の受給が可能となります(課税情報の更新は、毎年6月~7月頃行われます)。受給するには、再度、受給資格認定の申請が必要です。

〇〇高等学校 文科 太郎 様

〇〇県立〇〇高等学校
学校長 〇〇 〇〇

高等学校等学び直し支援金の受給資格認定について

高等学校等学び直し支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

貴殿からの申請については、下記の理由により却下されました。

(理由)

様式5（市町村立）

文 書 番 号
年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 様

〇〇市長
〇〇 〇〇

高等学校等学び直し支援金の受給資格認定について

高等学校等学び直し支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

貴殿からの申請については、下記の理由により却下されました。

（理由）

所得要件等を満たさないため。
※課税情報の更新等により、所得要件等を満たすこととなる場合には、学び直し支援金の受給が可能となります（課税情報の更新は、毎年6月～7月頃行われます）。受給するには、再度、受給資格認定の申請が必要です。

様式5（市町村立）

文 書 番 号
年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 様

〇〇市長
〇〇 〇〇

高等学校等学び直し支援金の受給資格認定について

高等学校等学び直し支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

貴殿からの申請については、下記の理由により却下されました。

（理由）

様式 11

高等学校等学び直し支援金収入状況届出者一覧

国公私	学校種・課程等	支給開始年月		R2.7	備考		
		学校種・課程等	支給開始年月				
20-001-0001-1001	文科 太郎	30,000円	0円	9,900円	9,900円	2007-2106	
20-001-0001-1002	文科 二郎	30,000円	0円	-	-	-	
20-001-0001-1003	文科 三郎	30,000円	0円	-	-	-	収入状況届出書未提出
計	名			円	円	円	

(注)

- 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程・一般課程）昼間学科」,「⑧専修学校（高等課程・一般課程）夜間等学科」,「⑨専修学校（高等課程・一般課程）通信制学科」,「⑩各種学校（外国人学校・その他）」の別を記入すること。
- 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字空けること。
- 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)
- 「授業料減免額(月額)」の欄は、学校設置者による授業料減免額(授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。)を記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
(例: 授業料減免額(年額)が31,000円の場合、授業料減免額(月額)は2,583円となる。)
- 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒(受給者に限る)については「差止」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「加算あり」、「1.5倍」、「2.0倍」、「1.5倍」の別を記入すること。
- 「所得確認期間」の欄は、「** (西暦下2ケタ) ** (支給開始月) ** (支給終了月)」とすること。

様式 11

高等学校等学び直し支援金収入状況届出者一覧

国公私	学校種・課程等	支給開始年月		R2.7	備考		
		学校種・課程等	支給開始年月				
20-001-0001-1001	文科 太郎	30,000円	0円	9,900円	9,900円	2007-2106	
20-001-0001-1002	文科 二郎	30,000円	0円	-	-	-	
20-001-0001-1003	文科 三郎	30,000円	0円	-	-	-	収入状況届出書未提出
計	名			円	円	円	

(注)

- 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程・一般課程）昼間学科」,「⑧専修学校（高等課程・一般課程）夜間等学科」,「⑨専修学校（高等課程・一般課程）通信制学科」,「⑩各種学校（外国人学校・その他）」の別を記入すること。
- 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字空けること。
- 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)
- 「授業料減免額(月額)」の欄は、学校設置者による授業料減免額(授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。)を記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
(例: 授業料減免額(年額)が31,000円の場合、授業料減免額(月額)は2,583円となる。)
- 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒(受給資格者に限る)については「差止」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「加算あり」、「1.5倍」、「2.0倍」、「1.5倍」の別を記入すること。
- 「所得確認期間」の欄は、「** (西暦下2ケタ) ** (支給開始月) ** (支給終了月)」とすること。

様式 11

高等学校等学び直し支援金収入状況届出者一覧（1単位あたりの授業料を徴収する場合）

国公立	学校種・課程等		支給開始年月	記.7										
	学校種	課程等												
学校名														
設定番号	生徒氏名	1単位あたり授業料額	履修期間	履修単位数	授業料額 (月額) [a]	授業料減免額 (月額) [b]	授業料減免額 (月額) [a-(a-b)]	支給限度額 (月額) [b]	所得制限・加算の区分	支給額 (月額) [c]	加算額 (月額)	総支給額 (月額)	所得制限期間	備考
計	名									円	円	円		

(注)

- 1 「国公立」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 2 「学校種・課程等の欄は、①高等学校（全日制）、②高等学校（定時制）、③高等学校（通信制）、④中等教育学校（後期課程）、⑤特別支援学校（後期課程）、⑥特別支援学校（高等部）、⑦高等専門学校（1～3学年）、⑧専修学校（高等課程・一般課程）昼間専学科、⑨専修学校（高等課程・一般課程）通信制専学科、⑩各種学校（外国人学校、その他）」の別を記入すること。
- 3 「生徒氏名」の欄は、姓名の別を1文字分けること。
- 4 「授業料額(月額) [a]」の欄は、「1単位あたり授業料額」、「履修期間」、「履修単位数」の欄に記入した値によって計算し、その計算方法は、「1単位あたり授業料額×履修期間×履修単位数」となる。
- 5 「授業料減免額(月額) [b]」とは、学校設置者による授業料減免額（授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額に係る期間の月算で除した額）をいう。
- 6 「授業料額(月額) [a]」の欄は、「授業料額(月額) [a]」から学校設置者による「授業料減免額(月額) [b]」を引いた額を記入すること。
- 7 「支給限度額 [a]」の欄は、実定額に定める表1のとおりとすること。
- 8 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒（**支給者**に限る）については「差上」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「加算あり」、「1.5倍」、「2.0倍」、「2.5倍」の別を記入すること。
- 9 「支給額 [c]」の欄は、「支給限度額 [a]」と「授業料額(月額) [b]」を比較し、いずれか低い方の額となる。
- 10 「授業料額(月額) [a]」、「授業料減免額(月額) [b]」、「支給限度額 [a]」については、円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。
- 11 「所得制限期間」の欄は、**（西暦下2ケタ）**（支給開始月）**（西暦下2ケタ）**（支給終了月）」とすること。

様式 11

高等学校等学び直し支援金収入状況届出者一覧（1単位あたりの授業料を徴収する場合）

国公立	学校種・課程等		支給開始年月	記.7										
	学校種	課程等												
学校名														
設定番号	生徒氏名	1単位あたり授業料額	履修期間	履修単位数	授業料額 (月額) [a]	授業料減免額 (月額) [b]	授業料減免額 (月額) [a-(a-b)]	支給限度額 (月額) [b]	所得制限・加算の区分	支給額 (月額) [c]	加算額 (月額)	総支給額 (月額)	所得制限期間	備考
計	名									円	円	円		

(注)

- 1 「国公立」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 2 「学校種・課程等の欄は、①高等学校（全日制）、②高等学校（定時制）、③高等学校（通信制）、④中等教育学校（後期課程）、⑤特別支援学校（後期課程）、⑥特別支援学校（高等部）、⑦高等専門学校（1～3学年）、⑧専修学校（高等課程・一般課程）昼間専学科、⑨専修学校（高等課程・一般課程）通信制専学科、⑩各種学校（外国人学校、その他）」の別を記入すること。
- 3 「生徒氏名」の欄は、姓名の別を1文字分けること。
- 4 「授業料額(月額) [a]」の欄は、「1単位あたり授業料額」、「履修期間」、「履修単位数」の欄に記入した値によって計算し、その計算方法は、「1単位あたり授業料額×履修期間×履修単位数」となる。
- 5 「授業料減免額(月額) [b]」とは、学校設置者による授業料減免額（授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額に係る期間の月算で除した額）をいう。
- 6 「授業料額(月額) [a]」の欄は、「授業料額(月額) [a]」から学校設置者による「授業料減免額(月額) [b]」を引いた額を記入すること。
- 7 「支給限度額 [a]」の欄は、実定額に定める表1のとおりとすること。
- 8 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒（**支給者**に限る）については「差上」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「加算あり」、「1.5倍」、「2.0倍」、「2.5倍」の別を記入すること。
- 9 「支給額 [c]」の欄は、「支給限度額 [a]」と「授業料額(月額) [b]」を比較し、いずれか低い方の額となる。
- 10 「授業料額(月額) [a]」、「授業料減免額(月額) [b]」、「支給限度額 [a]」については、円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。
- 11 「所得制限期間」の欄は、**（西暦下2ケタ）**（支給開始月）**（西暦下2ケタ）**（支給終了月）」とすること。

様式 20

高等学校等学び直し支援金支給再開申出者一覧

国公私		学校種・課程等		支給再開 年月		R2.10			
学校名									
認定番号	生徒氏名	授業料額 (月額)	授業料減免額 (月額)	所得制限・加算 の区分	支給額 (月額)	加算額 (月額)	総支給額 (月額)	所得確認期間	備 考
20-001-0001-1001	藤学 太郎	30,000円	0円	2.0倍	9,900円	9,900円	19,800円	2010-2106	
計	名				円	円	円		

(注)

- 1 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 2 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程・一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程・一般課程）夜間学科」、「⑨専修学校（高等課程・一般課程）通信制学科」、「⑩各種学校（外国人学校・その他）」の別を記入すること。
- 3 「生徒氏名」の欄は、姓の間に1文字空けること。
- 4 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
- 5 「授業料減免額(月額)」の欄は、学校設置者による授業料減免額(授業料の減免額が年額にのみ定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。)を記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
- 6 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒(登録済)については「差上」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「加算あり」、「1.5倍」、「2.0倍」、「2.5倍」の別を記入すること。
- 7 「所得確認期間」の欄は、1** (西暦下2ケタ) ** (支給再開月) -** (西暦下2ケタ) ** (支給終了月) 1** とすること。

様式 20

高等学校等学び直し支援金支給再開申出者一覧

国公私		学校種・課程等		支給再開 年月		R2.10			
学校名									
認定番号	生徒氏名	授業料額 (月額)	授業料減免額 (月額)	所得制限・加算 の区分	支給額 (月額)	加算額 (月額)	総支給額 (月額)	所得確認期間	備 考
20-001-0001-1001	藤学 太郎	30,000円	0円	2.0倍	9,900円	9,900円	19,800円	2010-2106	
計	名				円	円	円		

(注)

- 1 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 2 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程・一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程・一般課程）夜間学科」、「⑨専修学校（高等課程・一般課程）通信制学科」、「⑩各種学校（外国人学校・その他）」の別を記入すること。
- 3 「生徒氏名」の欄は、姓の間に1文字空けること。
- 4 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
- 5 「授業料減免額(月額)」の欄は、学校設置者による授業料減免額(授業料の減免額が年額にのみ定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。)を記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
- 6 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒(受給資格者に限る)については「差上」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「加算あり」、「1.5倍」、「2.0倍」、「2.5倍」の別を記入すること。
- 7 「所得確認期間」の欄は、1** (西暦下2ケタ) ** (支給再開月) -** (西暦下2ケタ) ** (支給終了月) 1** とすること。

様式20

高等学校等学び直し支援金支給再開申出者一覧（1単位あたりの授業料を徴収する場合）

学校名	学校種・課程等		支給期間		支払総額 (月額)	加算額 (月額)	支払総額 (月額)	所得制限・加算の区分	支払 限度額 (月額)	授業料減免額 (月額) 【(a)→(b)】	授業料 減免額 (月額) 【b】	授業料額 (月額) 【a】	履修 単位数	1単位あたり 授業料額	生徒氏名	認定番号	備考
	学校種	課程等	年月	日													
				22.10													
計					円	円	円										

(注)

- 1 「国公立」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 2 「学校種・課程等」の欄は、①高等学校（全日制）、②高等学校（定時制）、③高等学校（通信制）、④中等教育学校（後期課程）、⑤特別支援学校（高等部）、⑥高等学校（高等課程・一般課程）夜間等学科、⑦専門学校（高等課程・一般課程）通信制学科、⑧各種学校（外国人学校・その他）の別を記入すること。
- 3 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字空けること。
- 4 「授業料額(月額)【a】」の欄は、「1単位あたり授業料額」、「履修期間」、「履修単位数」の欄に記入した値によって計算し、その計算方法は、「1単位あたり授業料額×履修期間×履修単位数」となる。
- 5 「授業料減免額(月額)【b】」とは、学校設置者による授業料減免額（授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額）をいう。
- 6 「授業料額(月額)【a】」の欄は、「授業料額(月額)【a】」から学校設置者による「授業料減免額(月額)【b】」を引いた額を記入すること。
- 7 「支払限度額【b】」の欄は、実施要項に定める表1のとおりとする。
- 8 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況調査を提出していない生徒（受給資格者に限る）については「強引」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「加算あり」、「1.5倍」、「2.0倍」、「2.5倍」の別を記入すること。
- 9 「支払総額【b】」の欄は、「支払限度額【b】」と「授業料額【a】」を比較し、いずれか低い方の額とする。
- 10 「授業料額(月額)【a】」、「授業料減免額(月額)【b】」、「支払限度額【b】」については、1円未満の端数が出た場合には、1円未満の端数を切り捨てるものとする。
- 11 「所得制限期間」の欄は、1**（西暦下2ケタ）**（支給再開月）**（支給終了月）」とすること。

様式20

高等学校等学び直し支援金支給再開申出者一覧（1単位あたりの授業料を徴収する場合）

学校名	学校種・課程等		支給期間		支払総額 (月額)	加算額 (月額)	支払総額 (月額)	所得制限・加算の区分	支払 限度額 (月額)	授業料減免額 (月額) 【(a)→(b)】	授業料 減免額 (月額) 【b】	授業料額 (月額) 【a】	履修 単位数	1単位あたり 授業料額	生徒氏名	認定番号	備考
	学校種	課程等	年月	日													
				22.10													
計					円	円	円										

(注)

- 1 「国公立」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 2 「学校種・課程等」の欄は、①高等学校（全日制）、②高等学校（定時制）、③高等学校（通信制）、④中等教育学校（後期課程）、⑤特別支援学校（高等部）、⑥高等学校（高等課程・一般課程）夜間等学科、⑦専門学校（高等課程・一般課程）通信制学科、⑧各種学校（外国人学校・その他）の別を記入すること。
- 3 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字空けること。
- 4 「授業料額(月額)【a】」の欄は、「1単位あたり授業料額」、「履修期間」、「履修単位数」の欄に記入した値によって計算し、その計算方法は、「1単位あたり授業料額×履修期間×履修単位数」となる。
- 5 「授業料減免額(月額)【b】」とは、学校設置者による授業料減免額（授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額）をいう。
- 6 「授業料額(月額)【a】」の欄は、「授業料額(月額)【a】」から学校設置者による「授業料減免額(月額)【b】」を引いた額を記入すること。
- 7 「支払限度額【b】」の欄は、実施要項に定める表1のとおりとする。
- 8 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況調査を提出していない生徒（受給資格者に限る）については「強引」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「加算あり」、「1.5倍」、「2.0倍」、「2.5倍」の別を記入すること。
- 9 「支払総額【b】」の欄は、「支払限度額【b】」と「授業料額【a】」を比較し、いずれか低い方の額とする。
- 10 「授業料額(月額)【a】」、「授業料減免額(月額)【b】」、「支払限度額【b】」については、1円未満の端数が出た場合には、1円未満の端数を切り捨てるものとする。
- 11 「所得制限期間」の欄は、1**（西暦下2ケタ）**（支給再開月）**（支給終了月）」とすること。

様式 33 (県立)

文 書 番 号
年 月 日

学校名
受給権者 様

〇〇県立〇〇〇〇高等学校
学校長 〇〇 〇〇

高等学校等学び直し支援金支給決定 (支給予定) 通知書
(年 月 ~ 年 月分)

高等学校等学び直し支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等学び直し支援金は、上記の学校設置者である都道府県があなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てることとなります。

記

()

1 支給決定額 _____ 円

2 支給決定額内訳

(単位:円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
()	()	()	()	()	()
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
()	()	()	()	()	()
4月分	5月分	6月分			
()	()	()			

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況の変更や保護者等の収入状況の変更 (家計急変者の収入状況の回復や保護者等変更等) により、変更となる場合があります。
この場合において、各種届出を行う必要があります。その結果、支給決定額が減額となる場合は、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければなりません。
- ※ 家計急変の申請により増額となった場合は、支給決定額及び支給決定額内訳の上段に括弧書きで差額を示しています。
- ※ 平成26年4月以降に入学した非課税世帯の方の場合は、高等学校等就学支援金に加え、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」の受給が可能です。申請されていない場合は、保護者等がお住まいの都道府県や生徒等が通っている高等学校等にお問い合わせください (生徒等が通う学校のある都道府県ではなく、保護者等の住所がある都道府県から支給されます。)

様式 33 (県立)

文 書 番 号
年 月 日

学校名
受給権者 様

〇〇県立〇〇〇〇高等学校
学校長 〇〇 〇〇

高等学校等学び直し支援金支給決定 (支給予定) 通知書
(年 月 ~ 年 月分)

高等学校等学び直し支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたが支給される高等学校等学び直し支援金は、上記の学校設置者である都道府県があなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てることとなります。

記

1 支給決定額 _____ 円

2 支給決定額内訳

(単位:円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月分	5月分	6月分			

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。
この場合において、支給決定額が減額となる場合は、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければなりません。
- ※ 平成26年4月以降に入学した非課税世帯の方の場合は、高等学校等就学支援金に加え、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」の受給が可能です。申請されていない場合は、保護者等がお住まいの都道府県や生徒等が通っている高等学校等にお問い合わせください (生徒が通う学校のある都道府県ではなく、保護者等の住所がある都道府県から支給されます。)

様式 3 3 (市町村立)

文 書 番 号
年 月 日

学校名
受給権者 様

〇〇市長
〇〇 〇〇

高等学校等学び直し支援金支給決定 (支給予定) 通知書
(年 月 ~ 年 月分)

高等学校等学び直し支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等学び直し支援金は、下記の学校設置者が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

記

1 支給決定額 _____ 円

2 支給決定額内訳

(単位:円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月分	5月分	6月分			

3 学校の設置者 _____ 〇〇市
(代理受領者)

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況の変更や保護者等の収入状況の変更 (家計急変者の収入状況の回復や保護者等変更等) により、変更となる場合があります。
この場合において、各種届出を行う必要があります。その結果、支給決定額が減額となる場合は、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。
- ※ 家計急変の申請により増額となった場合は、支給決定額及び支給決定額内訳の上段に括弧書きで差額を示しています。
- ※ 平成26年4月以降に入学した非課税世帯の方の場合は、高等学校等就学支援金に加え、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」の受給が可能です。申請されていない場合は、保護者等がお住まいの都道府県や生徒等が通っている高等学校等にお問い合わせください (生徒等が通う学校のある都道府県ではなく、保護者等の住所がある都道府県から支給されます。)

様式 3 3 (市町村立)

文 書 番 号
年 月 日

学校名
受給権者 様

〇〇市長
〇〇 〇〇

高等学校等学び直し支援金支給決定 (支給予定) 通知書
(年 月 ~ 年 月分)

高等学校等学び直し支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等学び直し支援金は、下記の学校設置者が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

記

1 支給決定額 _____ 円

2 支給決定額内訳

(単位:円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月分	5月分	6月分			

3 学校の設置者 _____ 〇〇市
(代理受領者)

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。
この場合において、支給決定額が減額となる場合は、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。
- ※ 平成26年4月以降に入学した非課税世帯の方の場合は、高等学校等就学支援金に加え、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」の受給が可能です。申請されていない場合は、保護者等がお住まいの都道府県や、生徒等が通っている高等学校等にお問い合わせください (生徒が通う学校のある都道府県ではなく、保護者等の住所がある都道府県から支給されます。)

様式35 (県立)

文 書 番 号
年 月 日

学校名
受給権者 様

〇〇県立〇〇〇〇高等学校
学校長 〇〇 〇〇

高等学校等学び直し支援金変更支給決定 (支給予定) 通知書

年 月 日付け 第 号で支給決定した高等学校等学び直し支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等学び直し支援金は、上記の学校設置者である都道府県があなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てることとなります。

記

- 1 既支給決定額 _____ 円
()
- 2 変更支給決定額 _____ 円
- 3 変更支給決定額内訳

(単位:円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
()	()	()	()	()	()
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
()	()	()	()	()	()
4月分	5月分	6月分			
()	()	()			

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況の変更や保護者等の収入状況の変更 (家計急変者の収入状況の回復や保護者等変更等) により、変更となる場合があります。この場合において、各種届出を行う必要があります。その結果、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。
- ※ 家計急変の申請により増額となった場合は、支給決定額及び支給決定額内訳の上段に括弧書きで差額を示しています。なお、各月で端数調整を行っているため、既に通知した額と相違がある場合があります。

様式35 (県立)

文 書 番 号
年 月 日

学校名
受給権者 様

〇〇県立〇〇〇〇高等学校
学校長 〇〇 〇〇

高等学校等学び直し支援金変更支給決定 (支給予定) 通知書

年 月 日付け 第 号で支給決定した高等学校等学び直し支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等学び直し支援金は、上記の学校設置者である都道府県があなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てることとなります。

記

- 1 既支給決定額 _____ 円
- 2 変更支給決定額 _____ 円
- 3 変更支給決定額内訳

(単位:円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月分	5月分	6月分			

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。この場合において、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。

様式 3 5 (市町村立)

文 書 番 号
年 月 日

学校名
受給権者 様

〇〇市長
〇〇 〇〇

高等学校等学び直し支援金変更支給決定（支給予定）通知書

年 月 日付け 第 号で支給決定した高等学校等学び直し支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等学び直し支援金は、下記の学校設置者が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

記

1 既支給決定額 _____ 円

()

2 変更支給決定額 _____ 円

3 変更支給決定額内訳

(単位：円)

4月分 ()	5月分 ()	6月分 ()	7月分 ()	8月分 ()	9月分 ()
10月分 ()	11月分 ()	12月分 ()	1月分 ()	2月分 ()	3月分 ()
4月分 ()	5月分 ()	6月分 ()			

4 学校の設置者 _____ 〇〇市
(代理受領者)

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況の変更や保護者等の収入状況の変更（家計急変者の収入状況の回復や保護者等変更等）により、変更となる場合があります。この場合において、各種届出を行う必要があります。その結果、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。
- ※ 家計急変の申請により増額となった場合は、支給決定額及び支給決定額内訳の上段に括弧書きで差額を示しています。なお、各月で端数調整を行っているため、既に通知した額と相違がある場合があります。

様式 3 5 (市町村立)

文 書 番 号
年 月 日

学校名
受給権者 様

〇〇市長
〇〇 〇〇

高等学校等学び直し支援金変更支給決定（支給予定）通知書

年 月 日付け 第 号で支給決定した高等学校等学び直し支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等学び直し支援金は、下記の学校設置者が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

記

1 既支給決定額 _____ 円

2 変更支給決定額 _____ 円

3 変更支給決定額内訳

(単位：円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月分	5月分	6月分			

4 学校の設置者 _____ 〇〇市
(代理受領者)

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。この場合において、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。

年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等学び直し支援金の収入回復届出書

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第11条第5項に基づき、家計急変者の収入状況が回復し、特例受給資格者に該当しないこととなったことを届け出ます。

◆次の事項を必ず確認の上、口にレ印を付けてください。

この届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

(注) 保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな		
	氏名	姓	名
	住所	都道府県	市区町村
学校 (※)	学校の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立	
		学校の種類・課程・学科：	
	学校の所在地	都道府県	市区町村
	学校設置者の名称		
収入回復月 (当該月から家計急変支援制度としての学び直し支援金は支給されません)		年	月

収入回復月の保護者等の状況について、収入状況届出書(様式第1号)を併せて提出してください。
 収入回復月には、「学び直し支援金(家計急変支援制度)における収入要件自己確認資料」を基に、該当する学び直し支援金の支給月を記入します。
 本届出書を提出した場合、収入回復月の前月末で特例受給資格者に該当しないこととなり、家計急変支援制度としての支援は終了となります。これにより当該月から家計急変支援制度としての学び直し支援金は支給されません。なお、前年の課税情報によっては通常の学び直し支援金が支給される場合があります。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。 学校受付日 年 月 日 (学校において記入してください。)
 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(新設)